

規程第1号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会役員を選任及び委嘱に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条第1項の規定に基づき、本会の役員を選任及び委嘱について必要な事項を定めるものとする。

（役員を選任の範囲）

第2条 役員は、定款第18条第1項の規定に基づき、次の者の中から選任する。

（1）理事

- ア 住民組織
- イ 当事者等の組織
- ウ 社会福祉に関する活動を行う団体
- エ 民生委員・児童委員またはその組織
- オ 社会福祉事業者関係
- カ 保健・医療、教育等の関係機関・団体
- キ 社会福祉行政機関
- ク 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
- ケ 学識経験者

（2）監事

- ア 社会福祉事業の経営に関する見識を有する者
- イ 財務管理に関して見識を有する者

（委嘱）

第3条 会長は、役員が選任された時は、速やかに委嘱状を交付しなければならない。

（就任承諾）

第4条 役員の委嘱を受け、役員に就任する意思のある者は、委嘱状を受理した日より1週間以内に就任承諾書を会長宛に提出しなければならない。

（資格の喪失）

第5条 役員は本人の意思による辞任のほか、次の各号の一に該当したときは、その資格を失う。

- （1）退職等により、選出時に所属した機関又は団体の役職を離れたとき

（2）死亡したとき

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から一部改正する。